

## [事案 30-17] 高度障害保険金等支払請求

・平成 31 年 2 月 7 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人による告知妨害・不告知教唆があったこと等を理由に、高度障害保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

脳梗塞により入院し、手術を受け、高度障害状態になったことを理由に、平成 27 年 2 月に契約した養老保険および入院特約に基づき、高度障害保険金、入院給付金、手術給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、契約の解除を取り消して保険金等を支払ってほしい。または既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に、募集人には、病院に通院していることを説明し、薬もビタミン剤のつもりで飲んでいる旨伝えたが、募集人から告知する必要はないと言われたので、告知しなかった。
- (2) 募集人がそのような説明をしなければ、本契約を締結したことを契機に、他社の契約を解約することもなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、継続して 2 か月に 1 回程度通院し、投薬を受けていたが、これを告知していない。
- (2) 募集人は申立人から通院していたこと等は聞いていない。
- (3) 申立人は、本契約の責任開始期前から心臓の投薬治療を受けていたが、当該症状と脳梗塞の間には因果関係があるため、申立人の脳梗塞は責任開始後に発症したものと認められない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、成年後見人である申立人代理人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、告知時に募集人による不適切な対応があったとは認められないが、以下の理由等により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、契約時に申立人に交付した注意喚起情報について、その表紙しか読み上げず、募集人に告知受領権がないこと、告知義務違反の場合は契約解除がありうること、その解除の効果などについての説明は行わなかったと認められる。
- (2) 募集人は、保険料をいくら支払えるかということ以外に、申立人のニーズについて把握していなかった。また、募集人は、申立人が他社の生命保険に加入しているか確認しなかったが、申立人は本契約を締結したことを契機に他社の契約を解約してしまったため、当該契約による保障を受けることもできなくなってしまった。募集人には、乗換えに伴うこのようなリスクにも思いを至し、申立人のニーズをよく把握しながら募集活動に当たること、重要事項についてはより丁寧に説明することが期待される。